

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

<基本的考え方>

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られる。一方、相対的貧困率については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高いという特徴がある。

このため、非正規労働者の増加、単身世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されている。

また貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも、男女共同参画を進める必要がある。女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和の推進、非正規雇用における課題に取り組む。

生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親家庭に対する支援及び生活上の困難に直面する人々を支援するための施策についても推進を図る。

なお、様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行い、個人の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を図る。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
公共職業訓練受講者の就業率	施設内：73.9% 委託：62.4% (平成21年)	施設内：80% 委託：65% (平成32年)
ジョブ・カード取得者	29.1万人 (平成20年4月から平成22年7月まで)	300万人 (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率	66.0% (平成21年)	73% (平成32年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成17年)	55% (平成32年)
自立支援教育訓練給付金事業	90.0% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)
高等技能訓練促進費等事業	81.8% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)
地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数	—	10万人 (平成32年)
20歳から34歳までの就業率	73.6% (平成21年)	77% (平成32年)
フリーター数	178万人 (平成21年)	124万人 (平成32年)

1 セーフティネットの機能の強化

施策の基本的方向	
<p>非正規労働者の増加を始めとする雇用・就業状況の変化や、単身世帯の増加、人々のつながりの希薄化など家族や地域の変容といった経済社会の実態に即した制度の再点検、見直しを行い、セーフティネット機能の強化を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 社会保険の適用拡大の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の流動化・就労形態の多様化等を踏まえ、社会保険の派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大を検討する。 	厚生労働省
<p>イ 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、職業訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットを構築する。 正社員経験の少ない方を対象に実践的な職業訓練の機会を提供し、能力を向上させ、正社員への移行を促進するためのジョブ・カード制度を促進する。 	厚生労働省 厚生労働省
<p>ウ ナショナルミニマムの基準・指標の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）について、その基準・指標の研究を行う。 	厚生労働省

2 雇用・就業の安定に向けた課題

施策の基本的方向	
<p>就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を検討する。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 男女の均等な機会の確保の徹底とともに、男女間の賃金格差の解消を図るため、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 女性の就業継続・再就職の支援を行うとともに、非正規雇用における雇用環境の整備を図るため、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 男性も含めた働き方の見直しも含む仕事と生活の調和を推進するため、第5分野（男女の仕事と生活の調和）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を図るため、第2分野（男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省

3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

施策の基本的方向	
<p>貧困など生活上の困難な状況に置かれたひとり親家庭に対し、子育てのための時間の確保にも配慮するなど、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行う。母子家庭等ひとり親の実情に応じた子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な支援を展開する。特に、父子家庭が地域で孤立しやすいことの背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を一層推進する。貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、教育費の負担軽減等を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
ア ひとり親家庭等に対する支援の推進	
①子育て・生活支援策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育ての支援や児童・母親の生活・健康に対する支援を行う。 ・母子家庭、父子家庭などの居住の安定確保に向け、公的賃貸住宅を活用するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。 ・疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。 ・若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。 ・父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。 ・父子家庭が地域での孤立しがちなことの背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向け、広報・啓発活動を行う。 	<p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p>
②就業支援策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立センター等を通じた一貫した就業支援を提供する。 ・自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。 ・現在の母子家庭への就業支援を行う諸機関（ハローワークのほか、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等）について、就業支援の実績及び効果について把握をし、次の施策へと反映させる。 ・母子家庭の母等を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図る。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
③養育費の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の生活の自立に重要な養育費確保のための更なる方策の検討を含め、一層の取組を推進する。 	<p>法務省、厚生労働省</p>

<p>④ひとり親家庭への経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給、母子家庭や寡婦の自立を促進するための母子寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施する。 ・子どもの貧困率や母子世帯等ひとり親世帯の貧困率について、継続的に算出し、その状況を把握するなど、必要な対応を進める。 	<p>厚生労働省 内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組</p>	
<p>①教育費の負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担軽減を進める。例えば、高等学校の授業料の実質無償化を進めるとともに、貸与型奨学金だけでなく給付型奨学金の導入などで教育費の負担軽減を進める。 	<p>文部科学省</p>
<p>②子どもがいる世帯の経済的リスクの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つ生活困難世帯の経済的困窮リスクを低減し、次世代連鎖を断ち切るためにも、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも継続就労や再チャレンジを図っていただけるように、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）及び第5分野（男女の仕事と生活の調和）における関連する施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>
<p>③多様な教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業を持ちながら学ぶ高校生が、教育と仕事を両立させることができるよう、多様なニーズに対応した定時制・通信制の改善・充実を図る等、必要な支援策を実施する。 ・成育家庭の状況に関わらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身に付けることができるよう、家庭における教育に対する支援を実施する。 ・日本社会の国際化の状況や、外国人や外国人の親を持つ子どもの置かれている状況、就学及び修学上の困難について全体的に把握し、その状況に即した対策を実施する。 ・貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援する。学校、保育所等の公的施設を活用し、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援等を行う取組について検討する。 	<p>文部科学省 文部科学省 文部科学省 内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

4 男女の自立に向けた力を高める取組

<p style="text-align: center;">施策の基本的方向</p>	
<p>貧困など困難な状況に置かれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、配偶者からの暴力の被害者やひきこもり等困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた取組を推進する。</p>	
<p style="text-align: center;">具体的施策</p>	<p style="text-align: center;">担当府省</p>
<p>ア 若年期の自立支援の充実</p> <p>① 教育領域と職業領域の連携に基づくキャリア教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実するとの観点から、第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）の関連する施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>

<p>②若年期におけるライフプランニング支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、男女それぞれの選択の幅が狭められることのないよう、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>③困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中途退学者への効果的な支援を検討するため、学校等との連携の下、退学後の状況等に関する実態の把握に努める。 ・専門機関等における相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など、学校における相談体制の整備を支援する。 ・公共職業安定所において、フリーター等を中心に、一人ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行う。 ・若者を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図る。 ・社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供するため、「子ども・若者支援地域協議会」の設置や、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。また、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立を推進する。こうした支援策の検討・提供に当たっては、無業女性が「家事手伝い」として潜在化しやすいこと、支援等機関が女性に十分活用されていないことに配慮する。 	<p>内閣府、文部科学省 文部科学省 厚生労働省 厚生労働省 内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の被害者に対する支援において、精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。 ・第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）の施策のうち、関連する施策の着実な進展を図る。 	<p>内閣府、厚生労働省 関係府省</p>
<p>ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等においてひきこもりの相談・支援を行う。また、「ひきこもり地域支援センター」等ひきこもりの一次的な相談窓口を各都道府県・政令指定都市に整備する。 ・様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携による取組を推進する。 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図る。 	<p>厚生労働省 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省 厚生労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生活上の困難に直面する人々に対する支援については、実際にサービスを利用する人が利用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計の見直しや、必要な手続等業務運用の見直しを行う。また、窓口対応に当たる担当者への意識付けの取組などを実施する。 ・一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある全ての者・世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り、買物支援等の基盤支援を提供するため、市町村と協働したモデル事業の実施や、先駆的取組の情報発信等を行う。 ・様々な生活上の困難に直面している利用者に対して、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図ることが必要である。そのため、パーソナル・サポーターが、個別的継続的に相談・カウンセリングや各サービスへのつなぎを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けた検討を進める。また、居住の権利を支え、就労・自立を支える「居住セーフティネット」の整備に向けての検討を進める。 	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
---	--

